

2019 ジャヌー20 ワンデザインマッチレース選手権

レース公示

1 主催団体

主催団体は 一般社団法人大阪海洋教育スポーツ振興協会である。

2 開催地

開催地は大阪北港マリーナである。

3 プログラム

① スケジュール

- A) レースオフィスは 2020 年 3 月 7 日 8 : 30 から開いている。
- B) エントリーは 2020 年 3 月 5 日までとする。
- C) クルーの計量はレースの初日 8:30~9:00 までである。
- D) プラクティスはレースの初日 9:30~10:30 までである。
- E) 最初のブリーフィングは レースの初日開会式後に行う。
- F) 最初のアンパイアとのミーティングは最初のブリーフィングに引き続き行う。
- G) 開会式はレース初日 9:00~9:30 までである。
- H) レース日は 2020 年 3 月 7 日から 3 月 8 日までである。
- I) 表彰式は 3 月 8 日の 17:30~である。

② 主催団体により許された場合を除き、下記への出席は 義務:である。

- A) 最初のブリーフィングスキッパー、
- B) 毎日のブリーフィングスキッパー
- C) レガッタ・ディナースキッパー
- D) 表彰式-ファイナルのスキッパーとクルー

4 スキッパーの参加資格

- ① 20 名のスキッパーが招待される。主催団体により招待されたスキッパーのみがこの大会に参加する資格を得る。

招待の基準

- A) 関連団体が開催する予選を通過したスキッパーであること
- B) 主催者の推薦するものがスキッパーであること
- ② 65 歳以上もしくは 18 歳以上もしくは全年齢の女性はオープン参加として資格を得る。
- ③ 非常の場合を除き、登録されたスキッパーが、レース中常に舵を取らなければならない。

5 参加申込み

① 申し込み

スキッパー／チームは、登録、クルーの計量、そして参加料の支払いを完了して、申し込みをしなければならない。すべての支払いは事前に銀行振り込みで行わなければならない。

② **参加料**

払い戻しの利かない参加料 10,000 円をエントリー時に支払わなければならない。

③ **保険**

すべての競技者は適切な賠償責任保険に加入していなければならない。

6 規則

① **規則**

- A) 本大会には、付則 C を含むセーリング競技規則（RRS）に定義された規則が適用される。
- B) 艇の取扱い規則が適用され、それは練習やスポンサー・レースにも適用される。クラス規則は適用されない
- C) 適用される各国連盟規定は公式掲示板に掲示される。

② **RRS の重要な変更**

- A) RRS41 に追加：(e) 水中からクルーメンバーを助け上げ、艇上に戻すための援助。但し艇に戻すのは、水中から助け上げた場所の近くの場合に限る。
- B) RRSC8.6 と C6.3 は帆走指示書で変更される。
- C) その他の規則または意図する RRS の重要な変更。

③ 主催団体 は、アンパイアへ情報を提供するため、各艇にオブザーバーを配置することができる。

7 艇とセール

- ① 本大会はジャヌー サンファースト 20 タイプの艇でレースを行う。
- ② 2 艇の艇が用意される。
- ③ 以下のセールが各艇に用意される。
メインセール、ジブ、ジェネカー
- ④ 艇は、レース委員会の決定により毎日か、各ラウンドのいずれかで、抽選により割り当てられる。

8 クルー（スキッパーを含む）

- ① クルーの数は（スキッパーを含み）4 人でなければならない。登録したすべてのクルーはすべてのレースを帆走しなければならない。
- ② 登録したスキッパーが大会を続けることができない場合、初期のクルーメンバーを交代として認めることがある。
- ③ 登録したクルーメンバーが大会を続けることができない場合、交代、一時的な交代、または他の調整を認めることがある。

9 イベント・フォーマット

- ① 以下のステージからなる：
予選／トーナメント戦

決勝／リーグ戦（予選上位 3 チーム）

- ② 状況あるいは残り時間が予定したレース数の完了を許さない場合、主催団体 はフォーマットの変更、いずれかのレースの打ち切りまたは削除をすることがある。

11 コース

- ① コースは、スターボード回りの風上／風下コースとし、ダウンウィンドでフィニッシュする。
- ② コースは、コースを横切る潮流がある場合、結果的にポートまたはスターボードのいずれかで回る、任意のオフセット・レグのある風上／風下とし、ダウンウィンドでフィニッシュする。
- ③ 予定しているコース・エリアは、コース・エリアとし、参照海図に示されている。

12 広告

- ① 艇と装備は主催団体により提供されるので、ISAF 規定 20.4 が適用される。それぞれの艇は主催団体が支給した広告を表示するよう求められる。
- ② 艇は競技者が用意するので、当該クラスの広告カテゴリーが適用される。
- ③ 主催団体は以下の装備を提供する：装備品のリスト。主催団体により支給された広告をこの装備品に表示するものとする。
- ④ 競技者は、開催地の陸上で広告を表示することは許されることがあるが、これは主催団体と個別の交渉に従わなければならない。
- ⑤ 艇は広告に関する規則違反に対する抗議の権利は認められない（RRS 60.1 を変更している）。

17 責任の否認

大会に参加するすべての者は、自己のリスクで参加している。主催団体、その関係者および任命を受けた者は、原因が何であれ、いかなる損害、損傷、傷害または被った不都合に対しても、その責任を受け入れない。